

①「指定訪問介護」利用料

令和元年10月 1日

介護保険でホームヘルパーを利用すると、原則として負担割合証に応じた基本料金（料金表）の1割から3割が利用者の負担となります。ただし、介護保険給付の範囲を超えたサービス利用の場合は全額自己負担となります。

【基本部分】

利用時間	20分未満	20分 ～30分未満	30分以上 ～1時間未満	1時間以上	1時間から30 分増すごとに
利用単位	166単位	249単位	395単位	577単位	83単位
身体介護基本料 ＋ 特定事業所加算	1,830円	2,740円	4,350円	6,350円	基本料に830 円加算した金額 の10%増金額
利用者1割負担	183円	274円	435円	635円	
利用時間	20分以上45分未満		45分以上		
利用単位	182単位		224単位		
生活援助基本料 ＋ 特定事業所加算	2,000円		2,460円		
利用者1割負担	200円		246円		

【身体介護に引き続き、生活援助を行う場合】

利用時間	20分以上	45分以上	70分以上
利用単位	66単位	132単位	198単位
基本料 ＋ 特定事業所加算	7070円	7800円	8530円
利用者1割負担	707円	780円	853円

【通院等乗降介助の場合】

利用時間	30分未満
利用単位	98単位
基本料 ＋ 特定事業所加算	1,080円
利用者1割負担	108円
運賃	別紙参照

- *上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これらの基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。
- *早朝（7時～8時）および夜間（18時～20時）の時間帯の基本料は、25%増しとなります。
- *前記料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間が基準となります。
- *やむを得ない事情で、かつ、利用者または家族の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

【加算について】

- *当事業所では介護福祉士などヘルパーの人材の質の確保が整っているために、特定事業所加算（基本料金の10%）が基本料金に加わります。
また、介護職員処遇改善加算（所定単位数の13.7%）、介護職員等特定処遇改善加算（所定単位数の6.3%）、小規模事業所加算（所定単位数の10%）に該当するため、月の合計利用単位数に加算となります。
（介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、小規模事業所加算は支給限度額管理の対象外の算定項目となっています）
- *初回加算（200単位/月）、緊急時訪問加算（100単位/回）、生活機能向上連携加算（100単位/月）は該当する場合に加算となります。

②「介護予防・日常生活支援総合事業指定第一号訪問事業」

利用料

令和元年10月1日

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割から3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

【基本部分】 身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	利用者負担 (1割)
訪問型サービスⅠ (1月につき)	週1回程度の訪問型サービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援1・要支援2)	1,172円
訪問型サービスⅡ (1月につき)	週2回程度の訪問型サービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援1・要支援2)	2,342円
訪問型サービスⅢ (1月につき)	週2回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた者 (要支援2)	3,715円

*上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします

【加算について】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

- *介護職員処遇改善加算(所定単位数の13.7%)、小規模事業所加算(所定単位数の10%)、介護職員等特定処遇改善加算(所定単位数の6.3%)に該当する為、月の利用単位数に加算となります。(介護職員処遇改善加算、小規模事業所加算は支給限度額管理の対象外の算定項目となっています。)
- *初回加算(200単位/月)、生活機能向上連携加算(100単位/月)が該当する場合に加算となります。